

## 室蘭市まちづくり活動支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化や課題解決を図る協働事業を支援することを目的として、市の予算の範囲内で交付する「室蘭市まちづくり活動支援補助金」(以下「補助金」という。)について、室蘭市補助金等交付規則(昭和62年規則第31号。以下「規則」という。)の規定に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (協働事業の種別)

第2条 協働事業の種別は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案型協働事業 市民活動団体からテーマや企画の提案、事業計画を公募するもの
- (2) 行政提案型協働事業 市がテーマや企画を提案し、市民活動団体から事業計画を公募するもの

### (補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、団体が新たにに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、広く市民が参加でき、その成果が市民に還元される公益的で継続が見込める事業とし、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- (1) 市内で実施され、かつ、地域の活性化や課題解決を目指す事業であること。
- (2) 市民サービスの向上が図られ、具体的な効果、成果等が期待できる事業であること。
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- (4) 提案団体の特性(先駆性、専門性、柔軟性等)を活かした事業であること。
- (5) 予算の見積り等が適正であること。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業または補助対象となる事業(要綱等で特別の定めのあるものは除く。)
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- (4) 団体の運営を目的とする事業
- (5) 政治、宗教及び営利を目的とする事業
- (6) その他、補助することが適当でないと認められる事業

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有すること
- (2) 団体の構成員が5人以上であること
- (3) 補助期間終了後においても、当該事業、又は関連事業を継続してできること
- (4) 責任を持って事業を履行できること

### (補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費及び補助額は、別表1のとおりとする。

### (補助回数等)

第6条 補助の回数は、1年度につき1回までとし、同一の事業について、複数回の申請は、できないものとする。ただし、事業を継続して実施することが必要であると市長が認めた場合は、次の区分に応じて、当

該各号に定める期間を限度とし、補助事業の申請ができるものとする。

- (1) 市民提案型協働事業 連続して3年度
- (2) 行政提案型協働事業 連続して5年度

(事業の申請)

第7条 補助金の交付申請許可を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) まちづくり事業企画書(様式1)
- (2) 事業実施団体の概要(様式2)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助事業の選考)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった事業は、関係所管課による事前審査を経て、室蘭市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)による審査を行う。

- 2 市長は、委員会の審査結果を考慮した上で、補助事業金の交付申請の可否を決定する。
- 3 前項の規定により補助金の交付申請許可を受けた団体は、補助金の交付申請を行うことができる。

(選考結果の公開)

第9条 市長は、前条の規定による事業の選考結果について公開するものとする。

(事業報告会)

第10条 市長は、補助事業の成果等を広く市民に周知するため、事業報告会を開催し、評価・検証を行う。

- 2 補助金の交付を受けた団体は、事業報告会に出席し、その成果を報告しなければならない。
- 3 委員会の委員は、報告会において必要な助言を行うものとする。

(事務局)

第11条 補助金の事務局は市民活動所管課とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(平成27年度補助事業に対する特例)
- 2 平成27年度に決定された補助事業を連続して平成28年度も補助事業として決定する場合は、第5条の規定にかかわらず、平成27年度から連続して2年を補助の期間とする。

3 前項の場合において、平成28年度の補助率及び補助金の額は、第6条第1項の表にかかわらず、次の表のとおりとする。

まちづくり推進事業	地域 en(えん)づくり事業
補助対象経費の2分の1以内 限度額 10万円以内	補助対象経費の10分の10以内 限度額 10万円以内

4 第2項の場合において、第4条に規定する補助対象経費は、別表1及び次の表のとおりとする。

旅費	講師等招へい旅費、当該事業の調査・研修に参加する団体の会員の旅費
食糧費	講師・無償ボランティア等への弁当購入等に要する経費等(1人当たり1,000円を超えないものとする)
負担金	研修の受講に要する受講料、授業料、教材費等

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の第8条第3項の規定により補助事業の申請許可決定を受けた補助事業であって、改正前の第5条ただし書の規定により継続して申請する事業に係るこの要綱の規定(別表1備考を除く。)については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<別表1>

種別	補助対象経費	補助額(千円未満切捨て)
(1)市民提案型協働事業	報償費、旅費、需用費、役員費、使用料・賃借料、備品購入費、その他(必要と認められる経費)	1年目 補助対象経費の10分の10以内 (限度額30万円) 2年目 補助対象経費の10分の8以内 (限度額12万円) 3年目 補助対象経費の10分の6以内 (限度額9万円)
(2)行政提案型協働事業	市長が別に定める(原則5年以内)	

備考 補助対象経費のうち、食材提供に必要な経費については、子ども食堂や地域食堂など貧困世帯への食事提供や子どもの孤食解消を主目的とした福祉的性格の強い事業に限り補助対象とする。